

被災事業者再建支援事業費補助金のご案内

▶ 令和5年9月の台風13号により被害を受けた中小企業者等を対象に、被災した施設・設備等の復旧費用を補助します。

項目	内容		
補助対象者	災害救助法適用3市（日立市・高萩市・北茨城市）の事業所の建物、設備等が被害を受けた 中小企業者・小規模事業者 ※ 市が発行する「 り災証明書 」等の被災を証する書類が必要 ※ BCP（事業継続力強化計画も可）を策定済、又は、策定予定であることが要件 （BCP等の策定に当たっては、最寄りの商工会、商工会議所にご相談ください。）		
補助対象経費	・ 建物の修繕費 ・ 機械設備の修繕及び購入費 ・ 業務用車両の修繕及び購入費 など ※ 被災によって受け取る「保険金」「共済金」等がある場合は対象経費から除外 ※ 「公的支援金（国等の他の補助金）」を活用予定の設備の購入費等は対象経費から除外 ※ 被災後から交付決定前までの間に修繕、購入等した設備等についても対象		
補助上限額等	復旧に要する費用	補助上限額	補助下限額
	5,000万円以上	1,000万円	50万円
	1,000万円以上～5,000万円未満	700万円	
	500万円以上～1,000万円未満	200万円	
	100万円以上～500万円未満	50万円	
※ 「公的支援金」を活用予定の設備の購入費等は「復旧に要する費用」から除外。 ※ 「 復旧に要する費用 」が 100万円未満の場合は補助対象外 になります。 ※ 予算の都合上、条件を満たしていても、補助上限額まで支給できない場合があります。			
補助率	小規模事業者 2 / 3 以内	中小企業者 1 / 2 以内	
申請期間	令和6年1月9日（火）から 令和6年2月29日（木）まで		

< 「小規模事業者」の皆様 >

- 補助金の申請先は「茨城県」になります。
- 制度概要、申請に必要な書類等は以下の県のホームページをご確認ください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/hisaishien.html>
(申請書類等は12月中旬頃掲載予定)

< 「中小企業者」の皆様 >

- 補助金の申請先は「日立市役所」になります。
- 申請に必要な書類等は、被災した事業所のある市にお問い合わせ願います。

問い合わせ先【対応時間：土日・祝日・12/29-1/3を除く 午前9時から午後5時まで】

- ・ 茨城県（被災事業者支援対策室）
TEL 029-301-3485（直通）
- ・ 日立市（産業経済部商工振興課）
TEL 050-5528-5104（直通）



詳細はこちら



(参考) 補助対象者となる中小企業者・小規模事業者

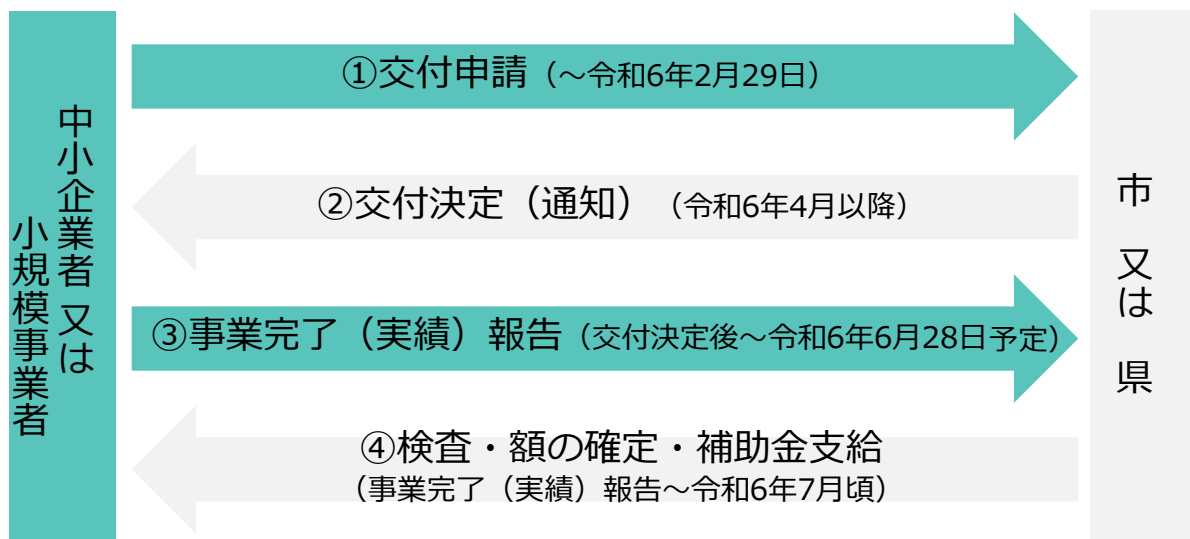
✓ 中小企業基本法、中小企業信用保険法等で定める中小企業者・小規模事業者

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たす者)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業、 その他業種 (②～⑤を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
⑤宿泊業、娯楽業	5,000万円以下	100人以下	20人以下

※対象外の例

農業、林業、漁業、金融業、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業組合法人、全ての組合(協同組合等)、みなし大企業等

申請から事業完了までの流れ



- ✓ 「中小企業者」の方は「市」に、「小規模事業者」の方は「県」に手続きを行います。
- ✓ 上記記載の時期・期間については市と県で異なる場合がありますので、中小企業者の方は、手続きを行う市にお問い合わせください。
- ✓ 補助金の対象となった建物等は財産処分の制限があるため、処分制限期間内に取得財産を処分しようとする時は、予め県・市の承認を受ける必要があります。

補助対象と補助金支給額の計算例

復旧に要する費用は合算OK
設備A+B 50+450万円

・ 加工設備、加工製品が水没してダメになってしまった場合

- ○補助対象 加工設備の修理代金等 500万円
- ×補助対象外 加工中・加工後の製品の売価、材料代等
- 補助金支給額 200万円
 - ・ 中小の場合 500万円の1/2 = 250万円 > 補助上限額 200万円
 - ・ 小規模の場合 500万円の2/3 = 333万円 > 補助上限額 200万円



・ 出荷品を乗せたままの車両が水没して全てダメになってしまった場合

- ○補助対象 新車購入代金等 1,000万円
- ×補助対象外 出荷品の売価、出荷遅延による損害金等
- 補助金支給額 (中小) 500万円、(小規模) 666万円
 - ・ 中小の場合 1,000万円の1/2 = 500万円 < 補助上限額 700万円
 - ・ 小規模の場合 1,000万円の2/3 = 666万円 < 補助上限額 700万円



保険金や他の公的支援金を受け取る場合の復旧に要する費用と補助対象経費の考え方

建物（A、B）、設備（C、D）、業務用車両（E）、材料などに被害があった事業者が…

事例 建物Aの復旧費の半額分の保険金を受け取り、かつ、加工設備Dについて復旧費の半額分に当たる他の公的支援金（補助金等）を受け取る場合

被害の内容	被害額	復旧に要する費用	補助対象経費
①建物Aの修繕費用 (半額(500万) 保険金を受領)	1,000万円	○	○ (500万円)
②建物Bの修繕費用	500万円	○	○
③加工設備Cの修繕費用	420万円	○	○
④加工設備Dの購入費用 (半額(50万) 他の補助金を受領)	100万円	×	×
⑤業務用車両Eの修繕費用	80万円	○	○
⑥加工した製品、材料代	100万円	×	×
合計	2,200万円	2,000万円	1,500万円

➢ 復旧に要する費用が2,000万円のため、適用される補助上限額は700万円

➢ 補助金支給額 700万円

(中小) 補助対象経費 1,500万円の1/2 = 750万円 > 補助上限額 700万円

(小規模) 補助対象経費 1,500万円の2/3 = 1,000万円 > 補助上限額 700万円

★ポイント

保険金の受取がある場合は、その額を補助上限を判断する際の「復旧に要する費用」には含めてもよいが、「補助対象経費」からは差し引く必要がある。

公的支援金の受取がある場合は、その額にかかわらず、支援金対象の建物・設備等に係る**購入・修繕費用**を「復旧に要する費用」、「補助対象経費」に計上できない。

補助金支給額簡易計算シート

被災した施設・設備等の復旧費用ごとに「復旧に要する費用」や「補助対象経費」に該当するか確認してください。

建物の修繕費、機械設備や業務用車両の修繕及び購入費など

補助対象となり得る経費ですか？

加工した製品・材料代、出荷遅延による損害金など

はい

いいえ

公的支援金（他の補助金など）は受け取りますか？

「復旧に要する費用」にも「補助対象経費」にも該当しません

いいえ

はい

「復旧に要する費用」にも「補助対象経費」にも該当しません

保険金や共済金は受け取りますか？

いいえ

はい

「復旧に要する費用」には全額該当しますが、「補助対象経費」には受け取る保険金や共済金の金額を除いてください

「復旧に要する費用」にも「補助対象経費」にも該当します

■補助金支給額の簡易計算シート

被災した施設・設備等		復旧に要する費用			補助対象経費		
①	公金・保険	○	円	×	○	円	×
②	公金・保険	○	円	×	○	円	×
③	公金・保険	○	円	×	○	円	×
適宜行は追加してください		○	円	×	○	円	×
合計			円			円	
補助金支給額の計算方法		復旧に要する費用の合計が ✓ 5,000万円以上 →1,000万円 ✓ 1,000万円以上～5,000万円未満 →700万円 ✓ 500万円以上～1,000万円未満 →200万円 ✓ 100万円以上～500万円未満 →50万円 * 100万円未満の場合は支給されません			補助対象経費の合計×補助率 ✓ 小規模事業者：合計×2/3 ✓ 中小企業者：合計×1/2 * 50万円未満の場合は支給されません		
補助金支給額			円			円	

↑ ↓ どちらか小さい額を支給